令和3年7月30日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時:令和3年7月30日(金) 午後2時

場 所: 呉市役所 7階 755~758号室

付議事項

議案第 37 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地法第4条の規定による許可の事業計画変更承認申請について

議案第 41 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

その他

出席委員

1番 柏木 健二 2番 田中 慎二 3番 谷 新子 4番 宮脇 和幸

5番 横段 登 6番 髙本 光之 7番 立花 達也 8番 水場 光輝

9番 今井 満 10番 亀山 博司 11番 秋光 貴志 12番 大道 正孝

13番 長迫 秀 14番 新田 隆次 16番 椋開地 省二 17番 本末 滿

19番 北村 正次

欠席委員

18番 石田 尚則

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村):出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、8番 水場委員、9番 今井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番 石田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いに ご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電 源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議 長:事務局から配付資料の確認をお願いします。

事 務 局:配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、「令和3年度呉市農業委員会月例現地調査予定表(9月変更版)」、資料1「市町村農業委員等の公務災害共済制度について」、「JAくれだより77号」、「JA広島ゆたか広報167号」です。ありますでしょうか。なお、議案書の内容の一部に訂正があります。議案書2ページの議案第37号2番の農地区分「第2種」の記載を「農用地」に改めてください。

議場:はい。

議 長:それでは付議事項に入ります。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、倉橋町字井目木川東奥〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で7,919㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで79アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本 委員:6番 高本です。申請地は、譲渡人が草刈りをしており、譲受人はミカンを栽培するということで、これから頑張ってほしいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:2番の申請地は、安浦町中央7丁目〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は4、150㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、この農地は共有名義で、遠隔地居住や高齢等で耕作困難なため名義人の一人である譲受人に贈与し、譲受人は新規就農し、果樹及び野菜を作付けするものです。営農計画は、ビワ、キャベツ、ネギ等を作付けする予定です。経営面積は、申請地だけで41アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員:17番 本末です。申請地は、広大な農地で、これから耕作する譲受人に贈与するということで、いいことだと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議長:それでは、本件は、許可と決定します。

議長:3番,4番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番と4番の申請地は、譲受人が同一ですので、一括して説明いたします。3番の申請地は、安浦町大字中畑字竹野本〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で820㎡、4番の申請地は、安浦町大字中畑字神条〇〇〇番、地目は田、面積は684㎡で、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人はいずれも高齢で耕作困難なため、譲受人に贈与及び使用貸借するもので、譲受人は新規就農し、水稲や野菜を作付けするものです。営農計画は、水稲やジャガイモ、ナスビ等を作付けする予定です。経営面積は、申請地の合計だけで15アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員:9番 今井です。申請地は、すでに譲受人が管理しており、稲が植えられていました。 他の新規就農者の方と一緒に耕作するということで、平成30年の豪雨災害の被害がひど かった地域でもありますので、頑張ってほしいと思います。ご審議のほどよろしくお願い します。

議長: それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長にないようですので、3番と4番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、3番と4番は、許可と決定します。

議 長:5番.6番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局:5番の申請地は、豊町沖友字広谷原〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で567 ㎡の農用地区域内農地及び第2種農地、6番の申請地は、豊町沖友字草谷〇〇〇番、地目は畑、面積は66㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方及び高齢より、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、357アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員:14番 新田です。譲受人は、年も若くてやる気があり、隣接する倉庫とともに申請地 を取得し、果樹を植えるということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願 いします

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議場:なし。

議 長:ないようですので、5番と6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、5番と6番は、許可と決定します。

議 長:次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、川尻町小仁方1丁目〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は263㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅として使用するものです。規模等につきましては、住宅一棟136.82㎡として整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、住宅として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員:17番 本末です。申請地は、何十年も前から住宅として使用されており、やむを得な いと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので,本件は,許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、倉橋町字西宇渡東郷〇〇〇番〇、地目は田、面積は1、015㎡の 第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転す るものです。規模等については、住宅1棟、庭敷及び駐車場4区画を整備する計画です。 関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要 であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員:6番高本です。申請地は、東西に細長い土地で、同じ地区で農業をやっている人はほとんどいない状態で、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議 長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:2番の申請地は、倉橋町字西宇渡東郷〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,845㎡の第 2種農地です。転用目的は、資材置場及び駐車場として利用するため、所有権を移転する ものです。規模等については、砕石及びまさ土700㎡、コンクリート二次製品1、500㎡、生コン車1台、バックホー3台、ブルドーザー2台の計6区画分の駐車場を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

髙 本 委 員:6番 髙本です。先ほどの1番と同様にやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:3番の申請地は、安浦町大字赤向坂字白稲〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,710㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル324枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力受給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力受給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、指定の除外を令和2年8月の第9回農業委員会総会で協議していただいており、農振農用地区域の除外が許可されています。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員:9番 今井です。申請地は、隣接する田畑はなく、水路もしっかりしていますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:4番の申請地は、豊町沖友字広谷原〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で23 3㎡の農用地区域内農地です。転用の目的は、農業用倉庫1棟及び駐車場1区画として利 用するため、所有権を移転するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既 に農業用倉庫及び駐車場して利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨 の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、農業用施設用地への用途区分の変更を令和3年6月29日付けで公告済です。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員:14番 新田です。元々、建っていた倉庫を買うので、やむを得ないと思います。ご審 議のほどよろしくお願いします。

議 長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長:ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議 長:それでは、本件は、許可と決定します。

議 長:次に,議案第40号「農地法第4条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:1番の申請地は、郷原町字中畑〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計619㎡の農用地区域内農地です。令和3年3月29日に、倉庫2棟及び駐車場を設置するため農地法第4条の許可を受けていますが、作業効率等を再検討し、倉庫2棟を1棟に変更するもので、転用計画及び工期の変更について承認を受けようとするものです。

議 長:調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員:4番 宮脇です。倉庫を2棟から1棟に計画変更するということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長:それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場:なし。

議長:ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議場:異議なし。

議長:それでは、本件は、承認と決定します。

議 長:次に,議案第41号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:本件の倉橋町字飛路井〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積2、927㎡の農地については、資材置場及び消波ブロック製作用地に転用する内容で、令和2年7月31日付けで農地法第5条の規定による一時転用の許可を行っています。この許可に当たっては、許可日

から1年以内に工事を終了することを、また終了しない場合は農業委員会会長の承認を受けることを条件としています。広島県西部農林水産事務所が行う、県営農地保全整備事業が延期になったため、期間内に完了しないことが明らかとなりました。このため、工事期間を令和3年9月14日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長:それではご審議願います。ご質疑,ご意見ありませんか。

議 場:なし。

議長:ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議場: 異議なし。

議 長:それでは、本件は、承認と決定します。

議 長:報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局:議案書の9ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この 1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。9ページの 農地法第4条の規定による届出が3件、10ページから12ページの農地法第5条の規定 による届出が7件、合計10件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。非農地証明については、先月の総会で議決事項から事務局長専決に変更されたもので、この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が1件あり、これを証明しましたので報告します。

議 長:その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局:令和3年度呉市農業委員会月例現地調査予定表(9月変更版), 農業委員等の公務災害 共済制度について(資料1)について説明を行う。

議長:今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場:なし。

議 長: 例年8月の総会後に、納涼会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染が収まっておりませんので、今回も中止としたいと思います。よろしいでしょうか。

議場: 異議なし。

議 長:8月の納涼会は中止とします。

議長: それでは、次回の日程を申し上げます。

次回, 令和3年第8回総会は, 8月31日 火曜日 午後2時 から場所は, 呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長:以上で令和3年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。 本日のご審議,ありがとうございました。

(午後2時35分)